

1. 自転車活用の基本的な考え方

- 自転車は、環境への負荷が少なく、健康増進にもつながる身近で便利な交通手段です。
- 本市ではこれまで、主に通勤・通学や買い物などの日常利用に対応して様々な施策を行ってきました。2017年に自転車活用推進法が施行され、余暇活動や観光、身近なスポーツとしての自転車の利用も注目されています。
- 自転車は車両であり、原則車道を走行しますが、本市は他の政令指定都市と比較して都市計画道路の整備率や道路網密度が低く、車道の混雑度は高い状況です。

1日常の利用

- 自転車は日常での短距離の移動において、身近で便利な交通手段であり、公共交通とともに地域を支える移動手段となります。
- 短距離でのマイカー利用に自転車が代替することで、排出ガスによる環境負荷の軽減や健康増進 に寄与します。
- 誰もが安心して便利に利用でき、外出機会の増加にもつながる地域の移動環境づくりや、過度に マイカーに頼らなくても移動しやすいまちづくりを目指し、自転車を活用していきます。
 - ■自転車を使う【日常】の主なシーン



■横浜市で自転車を活用する際に、必要なことは…

誰もが安全に安心して楽しめるよう、 ルールを守って、正しく自転車を使うこと

安全で快適に自転車が走れること

【まもる】意識を高めること

【はしる】環境をつくること

- また、平坦な都心臨海部から起伏に富む内陸部までを有する本市では、自転車の使いやすさや移動する距離、利用する目的などが地域ごとに大きく異なります。利用の多い一部の鉄道駅周辺では駐輪場が不足しており、放置自転車が依然として発生している地域もあります。
- そのため、道路ネットワークの整備を進めることで車道の混雑を緩和するとともに、地域の実態に合わせて自転車の利用環境を向上させながら適正な利用を促し、安全・安心な乗り物として他の交通手段と街の中でバランスよく共存させていく必要があります。
- 本計画では、自転車を【日常】、【レジャー】利用の両面からとらえ、自転車を使う人・使わない人、横浜に暮らす人・訪れる人など、誰もが安心して快適にまちを楽しむことができる環境づくりを進めていきます。

2レジャーの利用

- 手軽に運動できる自転車を健康づくりや余暇の充実に活かすことで、人々の行動範囲が広がり、 健康的なライフスタイルの実現につながります。暮らしを豊かにする自転車を活用し、地域全体 が賑わい、回遊性のあるまちづくりを推進していきます。
- 本市では比較的平坦な都心臨海部に観光資源が多く存在し、国内外から観光客が訪れています。 また都心臨海部では、公共交通の補完的な役割を担うものとして、コミュニティサイクル事業(ベイバイク)を展開しています。観光地としての魅力向上を目指し、都心臨海部での自転車利用環境を充実させることで、利便性・回遊性の向上を図ります。
 - ■自転車を使う【レジャー】の主なシーン



自転車を使って訪れる 目的地やその近くに、 駐輪スペースが確保できていること

【とめる】環境を確保すること

健康づくりや観光・遊び、 自転車通勤、仕事での利用など、 いろいろな場面で、横浜らしく、 自転車をいかしたまちをつくること

【いかす】まちをつくること

2. 基本理念と4つのテーマ

本計画の基本理念と基本理念に基づく4つのテーマを以下のとおり設定します。

基本理念

賑わいと回遊性のあるまちづくりを目指し、日常からレジャーまで、 誰もが安心して快適に楽しめる自転車環境をつくる



自転車の安全利用に必要な、 ルール・マナーを伝える

誰もがルールを守り、周りへの配慮ができる意識の 醸成を目指し、交通安全教育の充実や自転車保険の加 入促進等に取り組みます。



安全・快適に自転車を利用できる 通行環境をつくる

歩行者の安全を確保しながら、自転車を安全・快適に 利用できるよう、地域内のネットワークと、地域をつな ぐ広域的なネットワークを組み合わせて、自転車通行空 間の整備を行います。



自転車を適切に停められる 駐輪環境をつくる

通勤・通学、買い物など駐輪が発生する場所において、駐輪目的や需要に応じた適切な対応を図ります。 駐輪場の「量」の確保や、サービスの「質」の見直し を図り、まちに適した駐輪対策を進めます。



自転車をヨコハマでの 暮らしやまちづくりにいかす

健康に良く、環境に優しい自転車を、ヨコハマでの暮 らしの中で活用していきます。

また、観光や賑わい創出、災害対応など、様々なまち づくりの場面での自転車活用を進めます。 ● 基本理念の実現に向けて4つのテーマを設け、方針と取組の考え方を以下に整理します。

■方針

■具体の取組



交通ルールを 学べる環境をつくる

- (1) 切れ目のない交通安全教育の場・機会の充実
- (2)教育・啓発・指導ができる体制づくり
- 安全・安心に 自転車を利用できる 環境をつくる
- (1) 自転車とクルマが互いに配慮できる意識啓発
- (2) 自転車保険の加入促進
- (3) 安全に乗るための点検・整備方法の周知啓発
- (1) 重点エリアでの自転車通行空間の整備推進
- (2) 都心臨海部における自転車利用環境づくりの推進
- が 地域をつなぐ広域 2 ネットワークをつくる

広域的な自転車ネットワークの形成

が 安全で快適な自転車 通行環境をつくる

自転車通行環境の快適性向上

- 方針 目的に応じた駐輪場の 1 「量」を確保する
- (1) 買い物等の集客施設での利用に応じた駐輪場の確保
- (2) 鉄道利用等に対応した駐輪場の拡充
- f針 サービスの 2 「質」を高める
- (1) 市営自転車駐車場のサービス向上
- (2) 持続可能な市営駐輪事業のしくみ構築
- 方針 まちに適した 3 駐輪対策を進める

地域、民間、行政の連携による駐輪対策の実施

健康的な 「ライフスタイル」に いかす

(1)自転車を活かした健康づくりの支援

(2) サイクルスポーツへの興味を高める取組推進

横浜らしい 「まちづくり」に いかす

- (1) 観光や賑わいのあるまちづくりでの自転車活用の推進
- (2) まちづくりと連携した自転車活用の推進